

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月15日

宮崎市長 清山 知憲

1 協議の場を設けた区域の範囲

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 跡江（生目8） | 6 佐土原町 福島 |
| 2 下小松（生目10） | 7 佐土原町 西上那珂 |
| 3 瓜生野（北2） | |
| 4 糸原（北3） | |
| 5 吉野、堤内（北5） | |

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月2日

3 当該区域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

地区名	経営体数	地域の中心となる経営体（担い手）数			
		認定農業者	認定新規就農者	認定農業法人	集落営農
跡江（生目8）	26	12	2	3	0
下小松（生目10）	12	3	0	0	1
瓜生野（北2）	16	11	0	1	0
糸原（北3）	15	5	1	1	0
吉野、堤内（北5）	4	2	0	0	0
佐土原町 福島	34	12	0	1	0
佐土原町 西上那珂	38	9	0	0	0

※複数地区で営農している場合は重複があります。

掲示終了 令和5年4月14日

4 当該区域における農業の将来のあり方

地区名	当該区域における農業の将来のあり方 (中心経営体への農地の集約化に関する方針)
跡江 (生目 8)	地権者が少なく、ほとんどが畑地帯である。また、田の大きさが70m×40mのため水はけが悪く米しか作れないため整備が必要である。
下小松 (生目 10)	話し合い活動による意見なし。
瓜生野 (北 2)	畦畔を除去し作業効率を上げる取組みが必要である。将来的には、省力化の農業でないと担い手不足が深刻化する。 後継者不足の問題がある。国等が補助事業を用意しても、農地所有者の同意が得られない。 集約化するためには、地区外からの入作者を受け入れる検討が必要である。
糸原 (北 3)	担い手不足のため、集約化を検討する。
吉野、堤内 (北 5)	耕作放棄地対策の事業を現在、3経営体で何とか営農しているが、到底今後担っていける状況ではない。担い手への集積、集約化の検討が必要である。
佐土原町 福島	中心経営体への農地の集約化や、新たな担い手の確保を目指す。現時点では農地中間管理機構や基盤整備事業を活用した農地集約化の取り組みは行わない。
佐土原町 西上那珂	中心経営体への農地の集約化や、新たな担い手の確保を目指す。現時点では農地中間管理機構や基盤整備事業を活用した農地集約化の取り組みは行わない。

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
跡江（生目 8）	話し合い活動による意見なし。
下小松（生目 10）	今後活用する予定である。
瓜生野（北 2）	農地中間管理機構を活用する事前に、勉強会の開催が必要である。
糸原（北 3）	話し合い活動による意見なし。
吉野、堤内（北 5）	話し合い活動による意見なし。
佐土原町 福島	集落内での活用方針がまとまっていないため、現時点では活用しない。集落内で必要性が高まり次第、随時話し合いを実施し方針を決定する。
佐土原町 西上那珂	話し合い活動による意見なし。